

阿波市障がい者計画(第2次)・障がい福祉計画(第3期)



「みんなが活力をもって暮らせる
自立と共生のまち あわ」

障がい者施策の理念である「ノーマライゼーション」と「リハビリテーション」をふまえて、障がいのある人もない人も、地域の中でともに参画しながら安心、かつ、活力をもって暮らし続けられるよう、市民の新たな絆でつながったぬくもりを感じられるまちづくりをめざします。



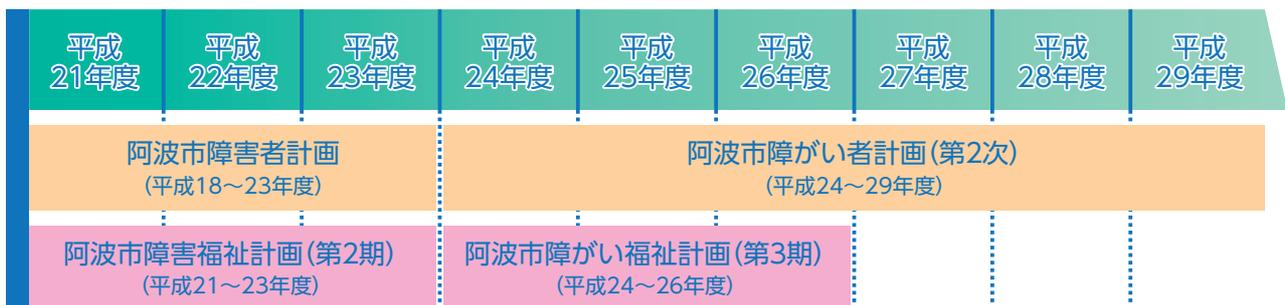
計画策定の背景

阿波市においては、平成19年3月に、障害者基本法に基づく、「阿波市障害者計画」(平成18～23年度)を策定すると同時に、障害者自立支援法に定める「阿波市障害福祉計画」(平成18～20年度)を策定。平成21年3月には、「阿波市障害福祉計画(第2期)」(平成21～23年度)を策定し、「ノーマライゼーション・リハビリテーション」を基本理念に、障がい者施策の推進及び障害福祉サービス等の充実を図ってきました。

国の障がい者施策をめぐっては、平成18年に国連総会で採択された「障がい者の権利に関する条約」の批准を見据えて、平成21年からの当面5年間を制度改革の集中期間とし、障がい施策全般にわたる制度改革に向けた協議が精力的に進められています。

そしてこのたび、「阿波市障害者計画」及び「阿波市障害福祉計画(第2期)」の計画期間の終了を受け、地域における現況を踏まえるとともに、障がい者を取りまく制度改革の方向や内容に沿い、「阿波市障がい者計画(第2次)」(平成24～29年度)及び「阿波市障がい福祉計画(第3期)」(平成24年度～26年度)を策定いたしました。

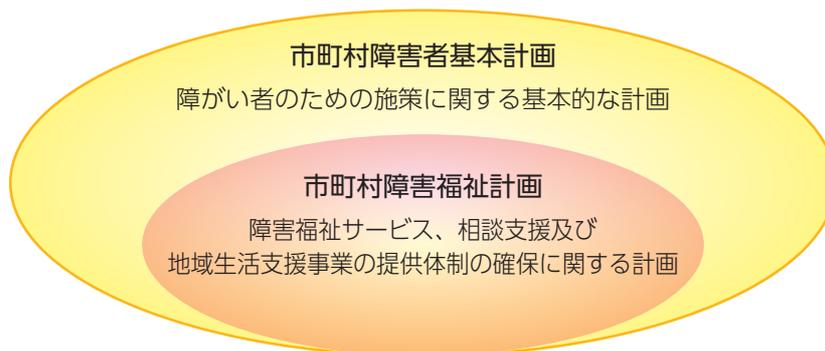
ただし、障害者制度改革の検討において、新たな制度が平成25年8月までに実施されることとされているため、期間中に見直すこととなる可能性があります。



障がい者計画と障がい福祉計画の関係

「障がい者計画」は障害者基本法、また「障がい福祉計画」は障害者自立支援法と法的根拠は異なりますが、「障がい者計画」は市の障がい者施策のマスタープラン(基本計画)としての機能を果たす計画であり、一方「障がい福祉計画」は、「障がい者計画」の中の生活支援における障害福祉サービス等に関する“3年間の実施計画”として位置づけられています。

【障がい者計画と障がい福祉計画の一体性の確保】



計画の円滑な推進に向けて

(1) 地域との連携

各種施策を推進していくためには、地域住民をはじめ、サービス提供事業者、ボランティア、NPO、民間企業、関係機関等との連携や協働が重要です。そのため、地域住民やボランティアなどの地域福祉活動との連携・協働体制づくりを進めていきます。

(2) 関係機関の連携

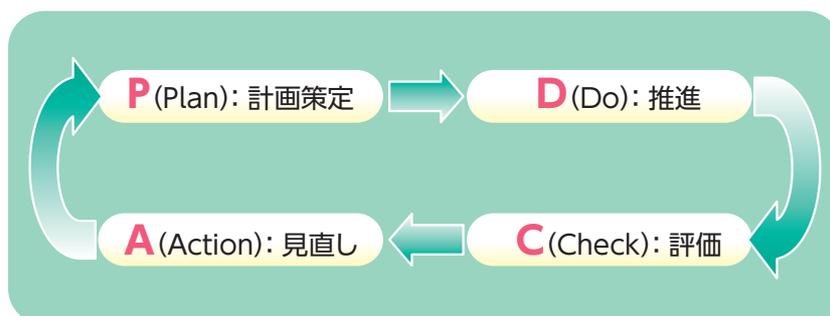
重度障がい者への適切な対応や難病対策、発達障がいなどへの対応が求められる中、障がいのある人の地域生活を支えるサービスにおいても、保健・医療的なケアを含めた総合的なサービス提供が必要となります。そのため、医療機関、サービス提供事業者、関係各課等の保健・医療・福祉・教育分野の連携を強化します。

(3) 県との連携

阿波市障がい者計画(第2次)・阿波市障がい福祉計画(第3期)の策定にあたっては、県との連携を図りながら計画策定を行い推進していきます。

(4) 計画の達成状況の点検・評価

行政評価を行うなど、計画の進捗管理や評価、見直しを行うとともに、必要な対策等を継続的に実施します。



障がい者計画(第2次)

【基本理念】

みんなが活力をもって暮らせる
自立と共生のまちあわ

【基本方針】

1. 福祉意識の啓発と交流活動等の推進

2. 生活支援体制の充実

3. 安全・安心な生活環境の確保

4. 教育・育成の充実

5. 雇用・就業の支援充実

6. 保健・医療体制の充実

7. 情報提供・コミュニケーション支援の充実

基本理念の実現をめざし、次のように基本方針を定めます。

基本方針1. 福祉意識の啓発と交流活動等の推進

施策①広報・啓発活動の推進

→ 【目標】・障がいのある人への周囲の理解を深める

施策②福祉教育の推進

→ 【目標】・福祉教育の推進を図る

施策③地域交流の推進

→ 【目標】・障がいのある人との地域での日常的なふれあい交流事業を増やす

施策④ボランティアの推進

→ 【目標】・市民ボランティア組織・NPO組織数を増やす
・ボランティア活動への参加者を増やす

基本方針2. 生活支援体制の充実

施策①権利擁護の推進

→ 【目標】・権利擁護に係る制度・事業の周知と利用を促進する

施策②在宅・日中活動支援の充実

→ 【目標】・発達障がいのある人に対する支援策を推進する
・「障がい福祉計画」に掲げる地域活動支援センター等の整備目標を達成する
・「障がい福祉計画」に掲げる各指定障がい者福祉サービスの整備目標を達成する

施策③居住の場の確保・整備

→ 【目標】・「障がい福祉計画」に掲げる居宅系サービスの整備目標を達成する

施策④文化活動、スポーツ・レクリエーション活動等の機会の充実

→ 【目標】・障がいのある人が気軽に参加できる文化活動やスポーツ・レクリエーション活動等を増やす

施策⑤相談体制の充実・強化

→ 【目標】・「ワンストップ相談」や関係機関等との連携による総合的な相談ネットワークづくりをめざす

基本方針3. 安全・安心な生活環境の確保

施策①バリアフリー化・ユニバーサルデザインの推進

→ 【目標】・公共施設のバリアフリー化やユニバーサルデザインを計画的に推進する

施策②障がいのある人に配慮した防災・防犯対策の充実

→ 【目標】・「障がい福祉計画」に掲げる移動支援に係るサービスの整備目標を達成する
・公共交通機関のバリアフリー化を促進する
・地域防災計画に基づき障がいのある人の特性に配慮した災害時の適切な情報提供・避難誘導等の支援体制を充実する

基本方針4. 教育・育成の充実

施策①早期療育・障害児保育の充実

→ 【目標】・早期療育体制を整え、障がいの軽減等につなげる
・障がいのある子ども一人ひとりのニーズに応じた学びやすい教育環境を整備する

施策②障がいの特性に応じた教育の推進

→ 【目標】・障がいの特性に応じた教育環境づくり

基本方針5. 雇用・就業の支援充実

- 施策①就労の場の確保 → 【目標】 ・「障がい福祉計画」に掲げる就労移行のためのサービスの整備目標を達成する
- 施策②総合的な支援の充実 → 【目標】 ・「障がい福祉計画」に掲げる就労支援のためのサービスの整備目標を達成する

基本方針6. 保健・医療体制の充実

- 施策①障がいの早期発見体制の充実 → 【目標】 ・障がいを早期に発見する
- 施策②医療・リハビリテーションの充実 → 【目標】 ・保健・医療・福祉の連携強化による在宅療養者の総合的な支援に努める
・日常生活機能を高めるリハビリテーションの充実を図る

基本方針7. 情報提供・コミュニケーション支援の充実

- 施策①コミュニケーション手段の確保 → 【目標】 ・「障がい福祉計画」に掲げるコミュニケーション支援事業のためのサービスの整備目標を達成する
- 施策②情報提供体制の充実 → 【目標】 ・障がいのある人の情報バリアフリー化のための支援策を充実する

障がい福祉計画（第3期）

1. 平成26年度における目標値

地域生活移行や就労支援といった課題に対応するため、平成26年度を目標年度として数値目標を設定いたしました。

なお、第3期障がい福祉計画においては、同行援護の個別給付化、相談支援の充実（計画相談支援、地域相談支援＜地域移行支援・地域定着支援＞）が図られています。また、児童デイサービスについては、児童福祉法のもとでの対応になり除かれます。

(1) 施設入所者の地域生活への移行

平成26年度末までに、第一期計画時点（平成17年10月1日）の施設入所者数の3割以上が地域生活に移行することをめざします。

事項	数値	備考
平成17年10月1日時点の入所者数(A)	100人	平成17年10月1日の施設入所者数
目標年度入所者数(B)	95人	平成26年度末時点の施設入所者数
【目標値】 削減見込(A-B)	5人 (5.0%)	平成17年10月1日時点の施設入所者数からの削減目標
【目標値】 地域生活移行者数	39人 (39.0%)	施設入所からGH・CH等へ移行した人の数で平成17年10月1日時点の施設入所者数の削減目標

(3) 就労移行支援事業の利用者数

障がい者の福祉施設から一般就労への移行を進めるため、就労移行支援事業利用者数の割合の増加をめざします。

事項	数値	備考
平成26年度末の福祉施設利用者数	243人	平成26年度末において福祉施設を利用する人の数
【目標値】 目標年度の就労移行支援事業の利用者数	10人 (4.1%)	平成26年度末において就労移行支援事業を利用する人の目標

(2) 福祉施設から一般就労への移行

今後も福祉施設から一般就労に移行することをめざします。

事項	数値	備考
平成17年度の一般就労移行者数	0人	平成17年度において福祉施設を退所し、一般就労した人の数
【目標値】 目標年度の一般就労移行者数	5人 (5.0倍)	平成26年度において福祉施設を退所し、一般就労する人の数で平成17年10月1日時点の目標

(4) 就労継続支援(A型)事業の利用者の割合

障がい者と雇用契約を結び、原則として最低賃金を保障するしくみである就労継続支援(A型)事業利用者の割合の増加をめざします。

事項	数値	備考
平成26年度末の就労継続支援(A型)事業の利用者(A)	9人	平成26年度末において就労継続支援(A型)事業を利用する人の数
平成26年度末の就労継続支援(B型)事業の利用者(B)	63人	平成26年度末において就労継続支援(B型)事業を利用する人の数
平成26年度末の就労継続支援(A型+B型)事業の利用者	72人	平成26年度末において就労継続支援(A型+B型)事業を利用する人の数
【目標値】 平成26年度末の就労継続支援(A型)事業の利用者の割合(A)÷(B)	12.5%	平成26年度末において就労継続支援事業を利用する人のうち就労継続支援(A型)事業の利用者の割合

阿波市障がい者計画(第2次)・障がい福祉計画(第3期)【概要版】

発行年月：平成24年3月

発行：徳島県阿波市

編集：阿波市健康福祉部 福祉事務所社会福祉課

〒771-1695 徳島県阿波市市場町市場字上野段385番地1 TEL:0883-36-6812